

岩手県企業局管理規程第 12 号

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 11 月 18 日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

企業局電気工作物保安規程（昭和 61 年岩手県企業局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(主任技術者の選任) 第 5 条 [略] 2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。			(主任技術者の選任) 第 5 条 [略] 2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。		
区 分	監督範囲	選任の対象	区 分	監督範囲	選任の対象
電気主任 技術者	[略]		電気主任 技術者	[略]	
	建設中の風力発電所	[略]		建設中の <u>水力発電所</u> 及び風力発電所	[略]
	[略]			[略]	
ダム水路 主任技術 者	高さ 15 メートル以 上のダム又は圧力 392 キロパスカル以 上の導水路、サージ タンク若しくは放水 路を有する発電所	[略]	ダム水路 主任技術 者	運転中の水力発電所	[略]
	上記以外の規模を有 する発電所	同上		建設中の水力発電所	業務課総括課長若し くは業務課の担当課 長、主任主査若しく は主査又はこれらに 準ずる職にある者
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。